

WSS クラス 利用規約

本規約は、株式会社 WS（以下「当社」といいます。）が企画・運営する「WSS クラス」（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。本サービスの利用を申し込む方（以下「申込者」といいます。）及び会員は、本規約の全ての条項に同意した上で、本サービスを利用するものとします。

第1条 （目的）

当社は、本規約に基づき、会員に対して、動画コンテンツや当社講師による LIVE 授業を通して、会員の営業スキル向上のサポートを行う。

第2条 （本サービスの内容）

当社が会員に提供する本サービスの内容は、以下のとおりです。

- (1) 成長段階に即した段階的カリキュラムによって構成された営業スキル習得、事業拡大のための動画講義（400 本以上・合計 400 時間超／段階的解放方式）がアップロードされているオンライン教室の視聴権限付与
- (2) Web 会議ツール「zoom」やその他オンライン会議ツールを用いた月 2 回程度の講師による LIVE 授業(アーカイブ有り)の開講
- (3) 会員コミュニティへの参加、及び講師等による質疑応答サポート
- (4) 営業資料等のテンプレート提供
- (5) その他、前各号に定める事項に附帯する対応

第3条 （契約期間と自動更新）

1. 本契約の契約期間は、利用開始日から 6 ヶ月間とします。
2. 期間満了に先立ち、会員から入会期間終了日の 10 日前までに、当スクール所定の方法による解約の申し出がない限り、本契約は同一の条件で 1 ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 本規約に基づく契約の有効期間は、契約締結日から本サービスの提供期間の終了日までとします。
4. 本サービスの利用代金は、申込者が選択するプランにより決定し、別途交付される「WSS クラス入会契約書」によって特定されます。申込者は、自ら利用するプランにおいて定められた代金を当社に支払うものとします。ただし、契約開始から 7 ヶ月目以降の利用代金は、「WSS クラス入会契約書」に記載の「月額サポート料」のみとします。

5. 支払方法は、現金一括、現金振り込み、クレジットカード、ショッピングクレジットから選択するものとし、支払時期は申込後1週間以内とします。振込手数料その他の手数料が生じる場合は、会員の負担とします。
6. 分割払いを選択し、その支払の遅滞が2か月続いた場合には、会員は期限の利益を喪失し、残債務を一括にて当社に支払うものとしします。
7. 会員が本条に定める支払を怠った場合、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金の支払義務を負うものとしします。
8. 選択したプランにおいて連帯保証人が必要な場合、連帯保証人の署名は連帯保証人のみが行うものとしします。連帯保証人以外の者が署名した場合、本契約が無効となる可能性があるとともに、当社は契約を解除することができるものとしします。

第4条 （知的財産権）

1. 本サービスの提供の過程で当社から会員に開示されたノウハウ、アイデア等の情報に基づいて発生する知的財産権は、当社に帰属します。
2. 前項の規定にかかわらず、会員は、当社が広告や実績として会員の実績や功績を掲載することを許諾し、また当社の求めがある場合、広告、実績掲載のために無償で協力するものとしします。

第5条 （権利義務の譲渡禁止）

会員は、本サービスの提供を受ける地位を、第三者に譲渡、貸与、または担保に供することはできません。

第6条 （不可抗力）

1. 地震、台風等の天変地異、戦争、暴動、テロ行為、重大な疾病、法令の制定・改廃、公権力による命令、その他不可抗力による本サービスの履行遅滞または履行不能については、会員および当社はその責任を負わないものとしします。
2. 前項の事由により本サービスの目的達成が長期間困難であると認められる場合、会員と当社は協議の上、本契約の全部または一部を解除できるものとしします。

第7条 （守秘義務）

1. 会員は、本サービスを通じて知り得た当社の機密情報、ノウハウ、講師による指導内容等を秘密として保持し、当社の事前の書面による同意なく、第三者に開示または漏洩してはなりません。
2. 会員は、当社が会員に付与した本サービスを利用するためのID、パスワード等を第三者に譲渡、貸与、共有、使用させてはなりません。また、当社が提供する動画、講

義、ノウハウ等の情報を第三者に譲渡、貸与、共有、使用、または閲覧させてはなりません。

3. 前項に違反した場合、会員は当社に対し、損害賠償の責を負うものとします。特に、第三者に ID 等を使用させた、または動画等を閲覧させたことが判明した場合、会員は当社に対し、当該違反が確認された第三者 1 名につき、別途交付される「WSS クラス入会契約書」の正規料金相当額を違約金として支払うものとします。なお、当社にこれを上回る損害が現実が発生した場合は、その超過分を請求できるものとします。

第8条 （契約の解除）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 本規約に違反し、当社が催告したにもかかわらず 2 週間以内に当該違反が是正されないとき。
 - (2) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき。
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (4) 破産手続開始等の申立てを受け、または自ら申立てを行ったとき。
 - (5) その他、前各号に準じる事由が生じたとき。
2. 前項の場合、契約を解除された会員は、解除によって当社が被った一切の損害を賠償するものとします。
3. 会員の債務不履行により本契約が解除された場合であっても、会員は本サービスの利用代金支払債務を免れるものではありません。

第9条 （クーリングオフ）

1. 会員は、本規約に基づく契約を締結し、かつ契約書面を受領した日から起算して 8 日以内に、当社に対し書面、電話または電子メール等の電磁的記録により通知することで、申込みの撤回または契約の解除（以下「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。
2. クーリングオフの効力は、会員が当社に対し通知を発した時点で生じます。
3. 当社がクーリングオフに関して不実のことを告げたことにより会員が誤認し、または当社が威迫したことにより会員が困惑し、これらによってクーリングオフを行わなかった場合には、改めて当社からクーリングオフに関する書面を受領した日から 8 日間クーリングオフが可能です。
4. クーリングオフが行われた場合、当社は会員に対して損害賠償や違約金を請求することとはできません。

5. クーリングオフが行われた場合、既に会員が本サービスの一部を利用していた場合でも、当社は会員に対し一切の利用料等を請求することはできません。
6. クーリングオフに伴う原状回復に要する費用は、当社の負担とします。
7. クーリングオフが行われた場合、当社は受領済みの代金を速やかに会員に返還します。当該返還に係る振込手数料等は、当社の負担とします。

第10条 （誹謗中傷の禁止）

1. 会員は、当社、本サービスの講師、またはこれらの関係者について、方法の如何を問わず、正当な理由なく名誉・信用を毀損する行為、プライバシー権を侵害する行為、その他法令に違反する一切の行為（以下「誹謗中傷等」といいます。）を行ってはなりません。
2. 前項に違反した場合、会員は当社に対し、当社が誹謗中傷等の発信者情報開示に要した費用（弁護士費用・裁判費用等の一切を含む。）および当社が被った損害額を賠償するものとします。

第11条 （損害賠償の範囲）

本規約で別途定める他、会員または当社が、本規約に違反して相手方に損害を与えたときは、相手方に対し、直接かつ現実に生じた損害（合理的な範囲での弁護士費用を含む。）を賠償する責任を負います。

第12条 （抗弁権の接続）

会員が利用代金の支払い方法として分割払い（ショッピングクレジット）を選択した場合、割賦販売法の規定に基づき、当社に生じている事由をもって、個別信用購入あっせん業者（信販会社）に対抗することができます。

第13条 （前受金保全措置）

当社は、本サービスに関し、前受金の保全措置を講じません。

第14条 （準拠法及び合意管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条 （協議事項）

本規約に定めのない事項および本規約の解釈に疑義が生じた場合は、本規約の趣旨に従い、会員と当社間で誠実に協議の上、これを解決するものとします。

第16条 （個人情報の第三者提供に関する同意）

会員が、利用代金の支払いのために信販会社にショッピングクレジットの申し込みをする場合、当社による与信判断および与信後の管理、その他関連業務のために、当社が取得した会員の個人情報（映像情報を含む）を当該信販会社に提供すること、及び信販会社がこれを利用することに同意するものとします。

第17条 （存続条項）

本規約に基づく契約が終了した場合でも、第4条（知的財産権）、第7条（守秘義務）、第10条（誹謗中傷の禁止）、第11条（損害賠償の範囲）、第14条（準拠法及び合意管轄）及び本条の各規定は有効に存続するものとします。

附則 2025年9月20日 制定